

定款改定に伴うQ&A

公益社団法人 神奈川県放射線技師会

正会員資格に関わる変更について

問) 神奈川県内に勤務又は居住する条件がなくなりますが、正会員ではなく個人賛助会員にしたらどうですか？

答) 第10回定例総会にて65歳以上の正会員に対し、会費の半額が承認されました。これに対応するため正会員でなくてはなりません。

問) 県外地区会員の方が代議員に立候補することは可能のようですが、もし代議員になった場合、同じ代議員の1票になるのなら、その30人分の1票は誰の意見や要望を反映していますか？

答) 正会員および代議員に立候補した地域の意見や要望を反映します。

代議員制に関わる変更について

問) 代議員制に関して、周知と意見集約に時間を要しますがどうしたら良いでしょうか？

答) 代議員制になるのは、12月16日の臨時総会にて可決してからになります。また、代議員選挙は3月になります。それまで未だ時間がありますので、何とか会員の皆さまへ周知をお願いしたいと思えます。我々県技師会としても、会員の皆さまへ周知していく予定です。

問) 神奈川県放射線技師会組織図での代議員の立ち位置を教えてください。

答) 代議員も会員ですので、本会組織図では会員になりますので、これまで通りの組織図となります。

代議員制に関わる変更について

問) 代議員の選出方法について具体的に教えて下さい。

答) 代議員の選出方法等は正会員からの立候補となります。今回定款改定に伴い、神奈川県総務局文書課の指示指導を仰いでいます。会員に対する代議員の人数、地区の割振り、選挙方法についても同様に指導を受けています。

問) 代議員選挙は、神奈川県放射線技師会の選挙管理委員会が各地区をまとめてくれるのでしょうか？地区放射線技師会に所属していない県技師会員の立候補も想定されるので、現状では地区放射線技師会での対応は出来ません。

答) 本会の代議員選挙管理委員会が対応します。

代議員制に関わる変更について

問) 代議員には定数内であれば選挙をしなくても当選できるとのことですが、どんな会員でも良いとした場合、会の運営に発展できるのか、少々不安を感じます。

答) 正会員の資格を有する者であれば誰でも立候補することができます。「立候補者する者は代議員を選出する日において、正会員として承認されている者でなければならない」「代議員等に立候補する者は、当該年度の会費の完納した正会員とする」と規程に記しています。公平性と透明性を持って組織運営を行いたいと考えています。

問) 地区放射線技師会に所属していない県技師会員が代議員になった場合、地区の意見が反映されるのでしょうか？また、地区放射線技師会の会員が代議員になった場合、地区放射線技師会に所属していない会員の意見が反映されるのでしょうか？

答) 代議員は会員の代表ですので意見は反映されますし、是非反映させていただきたいです。

代議員制に関わる変更について

問) 地区放射線技師会では代議員に関する予算を通していないため、代議員選出の際、かかる費用については神奈川県放射線技師会が負担して頂けるのでしょうか？

答) 費用とは具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか？
代議員選挙はあくまでも立候補になります。代議員選出の際に費用が発生する場合は、本会にご相談いただきたいと思います。

問) どの様に代議員を選出し立候補させたら良いでしょうか。また、代議員の定数に満たない場合は、どの様にしたら良いでしょうか。

答) 地区技師会にてご検討いただき、立候補者を選出していただきたいと思います。将来的には一般の会員の方々も積極的に立候補できる体制を整えていきたいと思っています。定数については、定数割れしないように頑張りたいと思います。もし、どうしても定数に満たない場合には、ご相談をいただきたいと思います。執行部として積極的に関わることはできませんが、当会組織委員などを

代議員制に関わる変更について

問) 予備代議員については、各地区から1名選出するということでしょうか。

答) 予備代議員については、おっしゃる通りです。各地区から1名の予備代議員の選出をお願いいたします。予備代議員とは、代議員が病気や事情により代議員が出来なくなった場合に、その代わりに代議員となっていたいただくために必要となります。

問) 地区の中で決められた定数の代議員を選出するということによるのでしょうか。もし、定数を超えた場合は、地区会にて検討を行い、定数にすれば良いという理解によるのでしょうか。

答) はい、その通りです。ただし、地区技師会の会員で無い方が立候補する可能性もあります。その様な時には、地区での選挙になる可能性があります。

代議員制に関わる変更について

問) 代議員選挙についてですが、地区技師会の会員の方々には大旨周知できるかと思いますが、地区技師会に入っていない方には、どの様に周知すれば良いでしょうか。

答) 神奈川県技師会の会誌やホームページ上で、代議員選挙や代議員への立候補についての案内をさせていただきます予定です。

問) 今後、会員向けの説明を予定していますか？

答) ホームページ等で説明の機会を予定しております。

その他

問) 定款改正(案)には地区放射線技師会が明記されていませんが、神奈川県放射線技師会と地区放射線技師会はどのような関係になるのでしょうか?地区放射線技師会は神奈川県放射線技師会の傘下になるのでしょうか?

答) 地区放射線技師会と本会関係はこれまで通りです。傘下に入ると言うことはありません。

問) 地区放射線技師会と神奈川県放射線技師会との関係(傘下になる、ならない)を定款に明記出来ますか?

答) 地区放射線技師会と本会は関連団体ではありますが、本会組織ではありませんので、定款には明記出来ません。仮に定款に明記するとなると本会組織の一部になります。

その他

問) 神奈川県放射線技師会は、それぞれの地区での地区技師会会員か否か把握しているのでしょうか？

答) 本会と地区放射線技師会とは別組織ですので、把握しておりません。

問) 定款改定後の各地区技師会の会計は県技師会へ集約されるのでしょうか。

答) 地区技師会の会計や運営についてですが、代議員制となっても、地区技師会は地区技師会です。神奈川県放射線技師会の下部組織ではありませんので、これまで同様の運用で構いません。

ご不明な点がありましたら、
下記までお問い合わせ下さい

rinzi_soukai@kart21.jp

公益社団法人 神奈川県放射線技師会